第５０回（令和６年度第５回）米子市子ども・子育て会議

１　開会

２　会議の成立宣言

委員の過半数の出席により成立（米子市子ども・子育て会議条例第４条第３項）

委員１０名中７名出席により、会議成立。

３　議事

（１）会議の公開及び議事録の作成について

一同承認

（２）議題

ア　議題１「米子市こども計画（仮称）の骨子案について」

○（齊木会長）議題１の「米子市こども計画（仮称）の骨子案について」、事務局から説明をお願いします。

○（事務局）それでは、議題１「米子市こども計画（仮称）の骨子案について」ご説明申し上げます。資料は、議題１の資料１・資料２・参考資料の計３種類です。今回は、計画の骨子案、おおよその計画の内容について、説明いたします。

資料１をご覧ください。まず、１の米子市こども計画（仮称）の概要については、これまでも度々説明させていただいたところですが、大きな目的として、こども計画に求められているのは、こども・若者施策の総合的な推進と市民にとって分かりやすい計画の策定です。策定にあたっての留意事項ですが、計画策定にあたっては、昨年１２月に国がこども大綱を策定しており、今年３月には鳥取県がシン・子育て王国とっとり計画を策定しています。市町村が計画を作成する際には、これらの国や県の計画を勘案する必要があります。さらに、国のこども大綱では、これまで別々に作られていた少子化対策、子ども・若者施策、貧困対策が一つに統合されました。そのため、自治体の計画においてもこれらの内容を反映させる必要があります。そして、こどもや若者、子育て当事者の意見を聴き、反映させることが求められています。計画の基本理念は、「安心してこどもを生み育てられ、こども・若者が心豊かにのびのびと成長・自立できるまち、よなご」という案を作成しました。この基本理念は、現在の子ども・子育て支援事業計画の基本理念を継承しつつ、若者も対象に加え、成長だけでなく、将来的な自立も含め、子育て当事者が安心して子育てを行うことができることを重視し、策定しました。その実現に向けて、基本方針として次の３つを定めました。「１　切れ目なくこども・若者の成長・自立を支える」、「２　子育て当事者が安心してこどもを生み、育てられる環境を整備する」、「３　様々な環境にあるこども・若者やその家族に対する支援の充実を図る」の３つです。これらの方針をもとに、施策を推進しています。また、特に力を入れて進めていく重点施策を設定しています。具体的な内容については、後ほど骨子案の説明で詳しく説明します。今後のスケジュールについてですが、本日の子ども・子育て会議でこの骨子案の内容について審議していただき、１月には、計画の素案について審議していただきます。なお、同時期に別の審議会

でも意見を伺う予定です。その後、１月１６日に市議会で素案完成を報告し、２月にはパブリックコメントを実施します。そして、３月に再度、子ども・子育て会議を開催し、パブリックコメントの結果を報告し、その結果を反映した最終案について審議していただきます。

続いて、資料２をご覧ください。こちらが計画の骨子案です。１ページ目には目次を掲載しています。計画の構成について、簡単にご説明いたします。第１章は「計画策定の概要」とし、計画の目的や法的な位置づけ、計画期間などの基本情報を記載します。第２章では、基本理念を示し、それを実現するための基本方針について記載します。第３章では、米子市におけるこども、若者及び子育て家庭を取り巻く現状について、これまでの取り組みやデータを基にした現状分析を記載します。第４章では、施策の体系について説明します。基本方針に沿って、ライフステージごとに施策を整理し、その中で特に力を入れる重点施策を記載します。第５章は第３期米子市子ども・子育て支援事業計画でして、現行の第２期計画と同様、ニーズに応じた教育・保育施設、一時預かり、放課後児童クラブなどの受け皿の整備計画について記載します。数値目標や確保方策などの具体的な内容については、次回の会議で審議していただく予定です。第６章は、第２期米子市母子保健計画でして、こちらは令和５年度から令和１１年度までの７か年の個別計画を策定しており、その計画の概要を掲載します。乳幼児健診や産後ケアなど、各種母子保健施策について取組を進めており、この計画は、今後も個別計画として存続しますが、対象となる方が重複しており、密接に関連した計画ですので、第６章には計画の概要を記載します。第７章は、計画の推進体制に関する部分で、この計画に基づき、各種施策を進めていくに当たっての推進体制や進捗管理などについて記載します。また、計画の実績報告や点検、評価を行う体制も示します。第８章は資料編として、各種調査結果や会議の開催経過などを最後にまとめます。

次のページをご覧ください。ここからは、ポイントをかいつまんで説明します。「第１章　計画策定の概要」ですが、まず１番の計画策定の趣旨、ということで、本市のこれまでの取り組み、こども・若者を取り巻く状況を踏まえ、本市がめざすもの、という流れで記載しています。２番は、国・県の直近の動向について簡単に記載しています。３ページをご覧ください。３番は計画の法的位置づけや関連計画との関係性について記載しています。４番は計画の対象ですが、こども・若者、妊産婦、子育て当事者としています。５番は計画の期間でして、これは令和７年度から令和１１年度までの５年間です。４ページですが、各種調査や審議会での審議など、計画の策定体制と策定経過について記載しています。５ページをご覧ください。第２章は、基本理念と基本方針です。１の基本理念ですが、「安心してこどもを生み育てられ、こども・若者が心豊かにのびのびと成長・自立できるまち、よなご」としました。これは、現行の米子市子ども・子育て支援事業計画の基本理念を踏まえ、計画は若者も対象とするので、成長はもちろんのこと、将来的な社会的自立も含めて、米子市が応援していきたい、という思いを込めています。本市がめざす姿は、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって、一人ひとりがそれぞれの幸せな生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」を実現することです。「こどもまんなか社会」を実現するためには、こども・若者の個性や多様性を尊重し、こども・若者の健やかな成長や自立に向けた夢や希望をかなえるための支援、子育て支援を社会全体で後押しすることが重要であると考えています。

２番の基本方針ですが、先ほどの基本理念に則り、「こどもまんなか社会」を実現するため、

次の３つの基本方針を掲げます。基本方針１は、「切れ目なくこども・若者の成長・自立を支える」、これはこども・若者本人にスポットを当てています。基本方針２は、「子育て当事者が安心してこどもを生み、育てられる環境を整備する」、これは子育て当事者にスポットを当てたものです。基本方針３は「様々な環境にあるこどもやその家族に対する支援の充実を図る」、これは例えば障がいのあるお子さんや貧困家庭の方、児童虐待など、様々な環境にあるこどもやその家族にスポットを当てたものです。この３つの基本方針でこども・若者・子育て当事者などに対するあらゆるものを網羅しており、これらの基本方針に基づき、各種施策を推進していきます。

次、６ページ、第３章は、米子市のこども・若者や子育て家庭等を取り巻く状況です。１の取り巻く状況として、ここには具体的な内容の掲載は省いていますが、各種データから見えるものとして、出生数の減少や未婚率の上昇、核家族の増加、障害のあるこどもの増加などがあります。また、２番の本市が行ってきた取組ですが、児童福祉関係は、これまで、米子市子ども・子育て支援事業計画、米子市子どもの貧困対策推進計画、米子市母子保健計画という計画があり、各計画の概要と、取り組んできた内容について、記載しています。

第４章は、施策の体系です。先ほどご説明した基本方針ごと、ライフステージごとに各種取組や課題を整理し、その中で、特に計画期間において力を入れるべき重点施策、取組方針などを設定しました。まず、「１　切れ目なくこども・若者の成長・自立を支える」でして、こども・若者本人に焦点を当て、各ライフステージで必要な支援を切れ目なく行い、一貫して支える体制を整備していきます。「ライフステージを通じた取組」ですが、こちらは生まれてからどの段階においても共通した取組について、まとめており、その中でも重点施策として、こどもから若者への切れ目のない支援を掲げています。具体的には相談支援体制の充実や、意見聴取の取組などです。８ページをご覧ください。「こどもへの支援」について、まずは「ア　こどもの誕生前から幼児期まで」ですが、重点施策は３つありまして、まず、産後ケアなどの妊産婦・乳幼児への切れ目のない保健施策の充実としています。９ページ、こちらは保育関係の各種施策ですが、重点施策は、「保育の供給量確保、保育士の確保及び保育の質の向上」としました。１０ページですが、こちらは、幼保小連携の取組に関する各種施策ですが、重点施策は、「幼稚園・保育所等と小学校との円滑な接続の推進」としました。１１ページですが、学童期・思春期ということで、こちらは小学生から高校生までを対象とした取組ですが、このうち、重点施策は、２つでして「こどもの居場所の拡充」と「地域全体でこどもの育ちを支える取組の推進」としました。１２ページ、若者への支援ということで、ここでいう若者の支援とは、高校卒業時点頃から２０代以降を対象とした施策です。重点施策は、「若者への就職・結婚支援」としています。１３ページ、基本方針２の「子育て当事者が安心してこどもを生み、育てられる環境を整備する」は、子育て当事者にスポットを当てています。経済的支援や子育て支援サービス、ひとり親家庭への支援などの各種取組があります。重点取組についてですが、こちらは、次の第５章の米子市子ども・子育て支援事業計画の中で、一時預かりや子育て支援センターなどの整備に関する数値目標を定めることとしており、そこと内容が重複しますので、ここについては、第５章の数値目標に基づいて、子育て支援サービスの拡充に取り組んでいくこととします。１４ページ、「３　様々な環境にあるこども・若者やその家族に対する支援の充実を図る」ということで、具体的には、ヤングケアラーやひきこもり、貧困家庭、障害のあるこ

ども、医療的ケア児への支援などありますが、その中で、重点施策として、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進」としました。１５ページ、第５章の第３期米子市子ども・子育て支援事業計画ですが、こちらは、これまでの子ども・子育て支援事業計画と同様、幼児期の教育・保育施設や病児保育、放課後児童健全育成事業などの地域子ども・子育て支援事業などの量の見込みに対する年次的な受け皿の目標などを定めますが、この具体的な内容については、次回会議で審議していただきます。

第６章の「第２期米子市母子保健計画」ですが、こちらは令和５年度から令和１１年度までの７か年の個別計画を策定しており、発達支援や産後ケアなど、各種母子保健施策について取組を進めています。この計画は、今後も個別計画として存続していきますが、妊産婦や乳幼児期など、対象となる方がこども計画と重なっており、密接に関連した計画ですので、第６章には計画の概要を記載することとしています。

第７章の計画の推進ですが、推進体制は、関係機関・団体等と連携・協力しながら計画に基づき、各種取組を推進していきます。進捗管理については、各年度ごとの点検評価を行い、米子市子ども・子育て会議にてご審議いただきながら進捗管理を行っていきます。こども・若者の社会参画・意見反映の取組ですが、こちらは、計画策定時だけでなく、今後も各種機会をとらえ、当事者の皆さんの意見を聴きながら、施策に反映させるための取組を行っていきます。第８章は、資料編なので、省略します。

最後、参考資料をつけています。こちらは、調査が完了したものについて、簡単ではありますが、この度、報告として、結果をまとめたものです。未就学児向けの保護者を対象としたアンケートが２種類と、最後の５ページには、こども等の支援に携わる事業者へのヒアリング調査について、まとめておりますので、またご覧いただければと思います。今回は、特に資料２の骨子案について、ご意見をいただきたいと思っています。説明は以上です。

○（齊木会長）それでは今の説明を踏まえて質問、ご意見はありませんか。

○（徳岡委員）社会的養護に関わっている視点から見て、若者の７ページと１４ページに関わるんですが、７ページの切れ目なくこども・若者の成長・自立を支えるというところの主な課題の、こども自身が意見を機会を積極的に設けるという取組のところの具体的な内容というのは、またこれから具体的な施策は出てくると思うんですが、１４ページの様々な環境にあるこども・若者やその家族に対する支援の充実を図るというところで、主な課題として、生まれ育った環境によって将来を左右されることなく、自分の未来を切り開いていけるような支援とあります。社会的養護に関わっていると、当事者から意見を聞くということほど難しいことはないかなと思っています。１４ページの主な取り組みで、こども☆みらい塾とこども食堂等への支援とあるんですが、こどもの状況や、思いを適格に把握するということで、こども☆みらい塾、子ども食堂につなげることはすごく大事ですが、自分から声を発することのできないこどもをどうやって支えていくのか、最後の取り組みのところにどうやって繋いでいくか、というような取り組みが一つ入っていると、より具体的な支援に繋がって行くんじゃないかと思いました。

○（事務局）こども・若者の意見ですが、今回計画策定に当たって、各事業者にヒアリングをさせていただきました。そこにおられるこどもたちにも声を聞こうとしたんですが、やはり、こどもの声を聴くというのは、とても難しいと感じたところです。親や先生など、縦の関係に

は、やはり、こどももいろいろ気を遣っているところもあるので、例えば、こども食堂など、そういった斜めの関係といいますか、そういった方々の方が話しやすいということもあると思います。意見を聴くための具体的な施策としましては、こどもの意見を聴くツールとして、ＱＲコードや紙などの手段を準備しておりまして、こども食堂や学童など、いろんなところに置くことで、こどもの意見を聴きたいな、と思っております。生徒会をやっているような意見が言いやすいお子さんだけでなく、声を出しにくいお子さんたちの声をどうやって聞くか、というところもとても重要だと思っています。子ども食堂などにも案内を置かせていただこうと思っているんですが、その中で、施設の人など、そういった方々とも密接にコミュニケーションを取り、意見を聞けるような体制を整えていければと思っております。

○（事務局）補足で、今、米子市が国の交付金を使って、とりりんりんというアプリを作っているんですけど、その中に、米子市のページというものを作っています。その中のこどもの意見を聞くページに、スマホからアクセスできるようにしている、というのが一つと、小中高の年代の方に、生活実態調査を、全員に実施している最中です。先行して高校生に実施しているんですけど、そういうところからこどもの意見を聞く取組を始めているところです。その中で、こどもの意見をどうやって聞くか、というところですが、なかなか役所に相談してみよう、とはならないと思うので、これは、これから考えていこうかなとは思っています。例えば、学校に、人権ＳＯＳみたいな「市役所に聞いてほしい」ということを、書いたら届けてもらい、それを受け取ったら、こちらからアクションを起こして、こどもの意見を聞いたり、悩み事を聞いたり、といった仕組みを、こども相談課と一緒に検討しているところです。生活実態調査でも、いろいろな意見を出してもらっているところなので、どこかの段階でご報告しようと思っていますが、現在、そのような、できるだけ多くのこどもの意見が聴けるような仕組み作りに取り組んでいるところです。

○（事務局）こども計画ですが、今までの計画と一番大きく違うところが、こどもの意見を聞くということです。これは、子ども・子育て支援事業計画や、貧困対策推進計画、母子保健計画とは異なり、保護者の視点ではないところ、ということがありますので、そこの部分については、いろいろな方法でどうやって意見を聴くか、というのは取り組んでいきたいと思いますし、先ほど説明があったように、計画の時点ではもしかしたら間に合わないかもしれないのですが、同時進行で、計画のためではなくても、意見を聴く取組は進めていきたいと思っています。

○（齊木会長）先ほど徳岡委員も言われたんですが、１４ページの相談窓口での相談支援といっても、なかなか当事者がそこに行くことができないんですよね。学校の先生が、自分の受け持ちの生徒や学生の様子を見て、「この子ちょっと…。」という気づきがあったときに話をしたり、あるいは各学校に保健室や相談室とか、先生方がいらっしゃると思うので、個人的な話は難しいかもしれませんが、先生を巻き込むのはどうかな、と私は思っています。

○（事務局）学校との、こどもの情報共有というところになりますと、小中学校と、定例会議というのを、定期的に機会を設けております。児童相談所など関係機関と一緒に、こどもの情報を共有して、学校の方からも気になるお子さんについて、挙げていただき、支援が必要なお子さんについて協議しています。それに加えて、先ほどのヤングケアラーの調査で、相談希望のあるこどもについては、名前を挙げてもらって、こちらの方に連絡が届くようになっていま

して、そこからこどもと直にやり取りをして、こどもたちと繋がっていくということを進めているところです。
○（齊木会長）デリケートな問題なので、こどもへの対応が本当に難しいと思いました。
○（草分委員）この計画を今作っている段階で、１５ページぐらいで、それが素案になると５０ページとかになると思うんですが、前回の策定のときにあった概要版のようなものを作っていただくと良いと思います。先ほど、徳岡委員が言われたことに対して、すぐに事務局が、ＱＲコードとか、現在取り組んでいることを回答されたんですが、すごくいいなと思いました。悩みを抱えてる人は、直接言いづらいこともあったりすると思うので、良いことだなと思うのですが、やっぱり取組が伝わらないことには、良いことをやっていても意味が無いと思います。せっかく作る計画なので、もっと情報発信をしていただけたら、と思うのが一つです。あと、情報発信のところで、例えば、第３章のところで、今まで皆さんがやってこられた取り組みがあるじゃないですか。これも、すごく良いことをやっていただいたと思うのですが、こういう取組をしたよ、というところをもっと出していただいたらと思います。例えば、前回の会議で南保育園が廃園になる、というのがあったんですが、あれって別に悪いことばかりじゃなくて、こどもが減っていくのに、これから何十年もかけて使うような建物には、結構な費用がかかると思います。限られたお金しか無いので、それは他に回したら良いと思うので、すごく良い判断をされたと思います。そういうこともどんどん発信していただいて、取り組んできたこと、成果なんかも発信していただくと、受け取る側は、こういうふうに取り組んでくれてるから、子育てしやすい、米子は良いところだね、というふうに感じられると思います。
○（事務局）まず、情報発信について、今回骨子案ということで審議していただいているんですが、パブコメまでには３種類を用意しようと思っています。まず一つが、概要版ということで、骨子案よりもちょっと分かりやすいものを準備しようと思ってます。あともう一つが、こども用に、もうちょっと簡単なものを作ろうと思っています。というのが、計画自体であったり、こどもの意見を聞くためには、やはりこどもでも分かるものというのが必要なので、そちらも作ろうと思っています。あとは、細かいデータの根拠やアンケート結果などを載せたものの３つのバージョンで用意しまして、分かりやすいというところでの情報発信として、皆さんにこの計画を周知したいと思っております。取り組みについても、ありがとうございます。今回、まんが図書館という事業を実施したんですが、実は身近にある既存のものでもこんな良いものがあったんだ、と知らない方とかもおられました。まだまだ良いものがあると思いますので、既存の良いものをどういう風にＰＲするか、というのも併せて行っていきたいと思っております。
○（草分委員）今のお話を聞いて、概要版やこども版も作ってくれるということで、本当ありがたいなと思います。意見として、皆さんの支援の対象のこどもって未就学児から高校生くらいまでだと思うんですが、小学生と中学生との境目があると思います。多分、小学生以下は、おそらく紙が良くて、中学生以上は、デジタルの方が使いやすいと思うんで、その辺りはちょっと意識していただきたいです。手間もかかるし、やってくれという話ではないんですが、そういうのもあるな、ということだけ留めておいていただいたらと思います。
○（事務局）先ほどの意見箱のような意見の収集方法についても、やはりスマートフォンが使える世代というのと、スマホを使えない小さいお子さんもいれば、家庭の中でまだスマートフ

ォンを持たせない、というところもあると思うので、適宜対応していきたいと思います。
○（佐藤委員）３ページの４番の計画の対象というところで、「こども、若者、妊産婦、子育て当事者」とあって、これは支援を受ける方だと思うんですが、計画の中に「地域全体で」というワードもあって、これは、こどもや子育て当事者ではない方の中の、こどもを育んでいきたい、と思っている方も含まれるような気がします。なので、支援が受ける人という意味合いで対象、ということであれば、それもありかな、と思うんですが、全ての人とか、地域の人も含めて計画の対象ですよ、というような考え方はどうかな、と思いました。委員の皆さんがどう思われるかお聞きしたいです。
○（草分委員）全ての人、良いと思います。例えば、この計画にあるヤングケアラーとか、昔は多分地域で支えあってましたよね。そういう意味では、佐藤委員が言うように、みんなでやっていかなきゃいけないということで、地域という言葉も計画にあったので、なので、全ての人が関わって、米子の未来のために作っていくんだよ、みたいな感じで全ての人がいいんじゃないでしょうか。
○（徳岡委員）私もそう思います。
○（齊木会長）１１ページの、現在米子市が行っている取組で「地域全体でこどもの育ちを支える取組の推進」と書かれているので、計画の対象が先ほどもおっしゃったように、誰が対象になってくるのか、というところに、地域やみんなのことを触れた方が良いと思います。
○（草分委員）市の案は、ターゲットという意味だと思います。ターゲットはこの４者だけど、やっていくのはみんなでやるんだよ、地域全体でこどもまんなか社会を作っていこうよ、というのが良いと思います。
○（事務局）計画の対象は、先ほどが草分委員がおっしゃったように、ターゲットという意味で書いているんですが、実際に計画の中でも、地域で、ということも触れておりますし、現在の取り組みの中でも、例えば少年育成センターの見守りなどは、本当に地域の方々にも色々とご協力いただいているというところです。ここの書き方については、先ほど委員の皆様がおっしゃっていただいたように、「みんなでやる」という書き方を検討してみたいと思います。
○（安田委員）私も皆さんがおっしゃる通りだと思いますし、米子市さんのご回答どおりでもあると思います。書き方はまたご検討いただくということですが、やはり、その中に支えている事業者さん、保育所、幼稚園、児童養護施設の代表の方も、ここにいらっしゃいますが、そこはやっぱり支援を受ける側ではないけど、地域の方よりも深く関わられているので、その辺りはここに明示をしていただく、ということも必要かなと思います。当然、さっき皆さんがおっしゃったように、地域が支えるんだ、というところも、きっちり書いていただければと思います。
○（事務局）特に米子市は、保育園であれば民間の保育施設も多いですし、本当に民間事業者さんや地域の方々など、いろんな方々に支えられていますので、皆さんを巻き込むと言いますか、社会全体で、いう風な書き方を検討していきたいと思います。
○（上村委員）計画の対象ってよく分からないんですが、今回、こども、若者を前面に押し出して進められるわけですよね。ですから、それは曖昧にならないようにしていただきたいと思います。前にも、若者はどういった人を言うんですか、と聞いて教えていただいたのが、高校卒業してから大体２０代後半ぐらいまでを考えているとおっしゃったので、なるほど、そうい

うぐらいのところまでを考えておられるんだと分かりました。ですから、今回、米子市こども計画がこども・若者を切れ目なく支援していくということをコンセプトにしていかれるんでしたら、やはりそこははっきりと示されないといけないかなと思います。それと、それぞれの重点政策も、これまで米子市が行っている取り組みの主な課題について、それに対しての目標とか取組方針を書かれていて、これも非常に分かりやすいな、と思いました。ただ、言葉としては、最初に徳岡委員さんも言われたように、社会的自立っていうのはすごく難しい言葉だなというふうに思っていて、上手に社会的自立を応援しますと書いてあるので、それぐらいかな、と思いました。でも、本当にここは大切なところで、今までの主な課題として見えているのが、若者の大都市圏への流出と人口減少ということなので、今回の取組方針は、就職支援や結婚支援という風に書かれていますが、それぐらいしかちょっと私も今思いつかないです。でも本当はもっといろいろあるとは思います。

○（事務局）こども・若者というところで、特にこの若者の部分になるんですが、今までの計画でも若者に特化したもの、というのはありませんでした。実際に役所でも様々な支援制度がありますが、若者というよりかは、全体的、もっと幅広い人を対象にしているものが多いので、今回書かせていただいてる婚活支援や就職支援というのも、若者に絞ったものではありません。ですが、切れ目の無い支援というところがありますので、こどもはここまで、若者はここまで、という作りにはしないようにしています。若者に対してもこういった支援があるということはＰＲしていきたいと思っています。課題の部分についても、社会的自立を応援する、ということもあるんですが、若者については、いろんな支援策で自立を支援してしたいなと思っています。他の所も、例えば保育園の量など、具体的な数を出せるものについては、第５章で明記させていただきたいと思っております。

○（宮谷委員）１１ページの学童期・思春期のこどもの居場所の拡充ですが、先ほどから何度もお話が出ている地域の方に見守っていただくというところで、民生児童委員さんっていらっしゃるじゃないですか。私も、こどもがすごく小さかったときは、公民館の子育てサークルとかでお世話になったんですが、こどもが小学校になってからは、我が家だけかもしれないんですが、あまり接点が無いです。地域の方と家庭って、隣の家の顔が分からないということも多分あると思うんですが、その架け橋になってくださる存在だと思います。今後の計画が進んでいくに当たって、民生児童委員さんの活動というか、そういうのも何か変化とかあったりするんでしょうか。

○（事務局）私も知ってる範囲でしかお答えできないんですが、人材不足が、どこも課題にはなっていて、地域の活動もそうでしょうけど、なり手がいない、ということはあります。民生児童委員さんには、例えば、研修会があったらこどもの施策をお伝えするとか、新たになられた方には、こういうことをやってますよ、というお知らせはしているので、それを頭に入れていただいて、 活動はしてもらっていると思います。ただ、おっしゃるように、小学校とかになってくると、こども会があったり、こども自身の活動が、別の方向にシフトするということもあって、民生児童委員さんとの関わりが無くなってくると思うので、そういうことかなとは思います。ただ、多分、計画ができれば、これもしっかり民生児童委員さんへお知らせをしていくと思いますので、それを見ながら、一緒に頑張りましょう、という話にはなっていくのかという風に考えます。

○（安田委員）県の西部地区の民生委員や児童委員の担当課の課長をしておりますので、ちょっと包括的に答えさせていただきますと、米子市さんも、民生委員の人たちが集まって行う民生児童委員の協議会があるんですね。そこでいろんな学びと言いますか、民生委員さん同士の情報交換をしたり、米子市からの情報を受け取って、地域では、どっちかというと、民生委員さんは出ていかれるのもあるんですが、困られた方の相談を受ける、というアプローチもありますので、そういった双方向でどうアプローチをしていくか、というとこもあろうかと思います。大体、自治会に１人、米子市はいるはずです。また、お子様向けの場合は、その中で、主任児童委員という制度があって、もう少し広いエリアで、元保育士の先生とか、幼稚園教諭の方とか、学校の先生とか、大体、専門の道を歩んできた方が多いんですが、そういう方も、民生児童委員の中で、主任児童委員を指名するんですが、おられます。そういう方にも、この計画を進めるにあたって、市の方でアプローチをしていただければ、と思います。
○（草分委員）こういう会議もそうだし、いろんな集まりに参加すると、実は民生児童委員さんがこども・子育てのことを対応してくださったりとか、公民館でいろんな子育てのサポートやイベントをしてたりとか、実は地域の人たちって、いろんなことをしている、ということに気がついたんですね。でもやっぱり知らない人は多くて、僕も、子育ての時期が終わった頃に、「こんなのあったんだ。」みたいな感じで知ったんで、難しいかもしれませんが、例えば民生委員さんのことであったりとか、各公民館でもこういう活動してますよ、みたいなのも、概要版とかに盛り込んでいただくと、「こんなのもあるんだ。じゃあ探してみようかな。」となるのではないでしょうか。そもそも僕らって、そういうものが存在していることを知らないところからスタートしているんで、スペースの都合もあると思いますが、もし良ければ、役所だけじゃなくて、地域の自治会とか、地域の自治組織もこういうのやってるよ、というのを発信していただけるとありがたいです。
○（事務局）ありがとうございます。私自身も、夏休みに何度か、公民館で地元の方々が活動されているのを見せていただいたことがありまして、市が行っているものだけじゃなくて公民館等の施設を活用して、地元の方々が既にやっていただいてる活動が本当にたくさんありますので、そういった取り組みもどんどん周知していきたいと思います。
○（徳岡委員）私もこういう会に初めて出させていただいて、ここまで細かくこういう計画を作っておられる、ということを初めて知ったんですね。私、先日説明を受けたときに、私だけで終わらずに、例えば、何十人かうちにいる保育士さんにこういう計画があるんだよ、ということを研修でしたいなって一瞬思ったんです。要は、こどもに関わる支援をしていく中で、何を目的にやるのか、何でこれをやらなきゃいけないか、というのを、自分が住んでいる市で、こういう計画のもとに、私たちはこどもたちにこういう支援をしていこう、と繋がるんじゃないかな、と思いました。そのためには、計画ができて、こういうことに力を入れるんですよ、私達はやっていくんですよ、ということを、例えば、何かで見てくださいだけじゃなくって、すごく大変なことだと思うんですけど、民生委員さんのところに行って説明されるとか、それこそ保育士さんの会だとか、こどもの支援に関わっておられる団体さんに何か伝えてあげられると、もっと支援の輪っていうのは広がっていくのかなって思いました。私は、職員の研修に、米子市の計画を使わせていただきたい、と思いました。

○（事務局）これから、分かりやすい計画として作っていくところではあるんですけど、パブリックコメント等もしますので、そこの部分で本当にいろんな方の意見を聞かせていただくために、パブリックコメントの実施自体も、いろんなところで周知したいと思いますし、あとは民生委員さんだけではなく、私のもう一つの担当のこども育成担当の方も、市民会議など、いろいろな事務局を持っておりますので、そういったところでの周知もやっていきたいと思います。

○（佐藤委員）今、皆さんの意見聞いてて、地域、市全体で子育てを支援する、ということが、これからはすごく必要になると思いました。行政や関係機関だけでやろうと思っても難しいですし、また、社会的養護のお子さんは口を閉ざすことが多い、ということで、そういうこどもから話を聞き出すというのは、なかなか難しいと思います。でも、近所の顔なじみの人には本音が言えるかもしれないですし、米子市に言ってくださいとか、先生に言ってくださいって言われると、いろいろ思いがあっても口を閉ざしてしまう、ということがあると思います。こどもの本音を聞ける人が地域にいるかもしれない、というところで、地域の力を得る取組があればいいなと、皆さんの話を聞いて感じました。

○（草分委員）もしかしたらこどもたちと関わることが、その地域の方の生きがいになるかもしれないですしね。こどもと地域の方、双方にとって良いことだと思います。

○（佐藤委員）こどもが育つことが、その社会が熟成していくことなんだ、ということが、米子市全体、地域全体、もっと大きく言えば世界とかに広がっていったら良いと思います。

○（草分委員）分かります。地域の方に相談したこどもは、将来、地域のこどもの悩みを聞いてあげる人になれると思います。佐藤委員のおっしゃる通りで、そうなったら未来が明るいと思います。

○（齊木会長）地域とのつながり、ということで、例えばコミュニティスクールや学校運営協議会といったようなものにも民生委員さんやいろんな協議会の人たちが入ってらっしゃったり、もちろんＰＴＡの人も入ってらっしゃいます。そういうところに呼びかけをする、というのもあると思いますし、それと、小学生にアンケート、というので、もう５年生ぐらいになると、人権問題とかを授業の中で考えて、自分たちのグループで調べて考えて発表しています。そういうことができる子たちなので、例えば、そういった中にでも、先生方が意識を持ってこどもたちに投げかけていくだとか、ただ単にこれアンケートあるからやりなさいとか、そこ貼ってあるので、こうやってみようか、ではなくて、こどもたちがもう少し意識を持って取り組んでくれるんじゃないか、と思いました。

○（事務局）公民館で活動されてる方のほとんども、やはり公民館に行ったことがない子は、大人になっても自分のこどもに公民館に行こう、って言わないでしょ、ということで、やっぱり地域でやる、というのを小さい頃からこどもたちにも見せたい、という思いがあると、言っておられました。やはりそういった意味でも、こういった市がやってること自体を分かりやすくしたり、地域でされていることを広く周知したりということはとても大事だと思っております。あとは、学校についても、今回、アンケートなど、学校の先生方にもいろいろご協力をいただいていますので、そういったところで、意図というものはきちんと伝えていって、多くの方に協力していただきたいと思っております。

○（安田委員）２点ございまして、１点は今のお話の部分なんですが、まさにこういった行政

の計画は、どちらかというと、今までは自助・共助・公助の中の、こういうところにこういう風に支援しますよ、という公助のことを書いていました。そこが、今回の計画は、正にみんなで、という、共助の部分を醸し出しているということで、各委員さんも非常に評価をされているんじゃないかなと思います。それもあって、徳岡委員さんも、いろんな研修の機会に、とおっしゃっていたように、そこの部分もきっちり書き込んでいく、というのが、地域でこどもたちを育てていくんだ、という、そもそものこの理念のところをやっていくのが重要かなという風に思っております。２点目ですが、いろんな取り組みの課題に対するアウトプットとして、いろんな施策がありますということなんですが、行政の人間がこういうこと言うのも大変失礼で申し訳ないんですが、取り組みをやってない、ということも課題だと思います。その中で、１４ページの部分、基本方針の３番で、他の計画との連携も書かれているので、そこに既に書かれているんだろうなと思いつつ、意見を言わせていただくと、様々な環境にあるこども、というところが、貧困であるという家庭環境とか、生まれながら、あるいは後天的な障がいや病気、そういうこともあると思うんですが、いわゆる外国人の方については、既に教育委員会で日本語教員の方を置いているとか、施策があると思います。そういった面とか、あるいは、若者まで、２０代の後半までということ考えると、性的マイノリティの方、そういった様々な環境という部分をもう少し膨らますのもありなのかな、とは思いました。

○（事務局）今回、骨子案ということで、主なものを明記したところだったのですが、外国人の方であったり、性的マイノリティの方の施策についても、検討したいと思います。

○（事務局）外国人について、コロナが明けたのもあるかもしれないんですが、今までだと、夫婦のどちらかが外国人の世帯は、日本語が何とか通じる家庭が多かったんですが、今年度に入って、外国語しか基本喋れない外国人だけの世帯の方が、米子市に移住してきてお仕事をされる、といった案件がありました。お仕事をされるので、こどもを保育園に預けないといけない。ただ、保護者もなかなかコミュニケーションが取れない。こどもは、ましてや日本が全く喋れない、という案件が今後増えてくるのかな、と思っています。ここについては多文化共生のチームと連携して、こどもを保育施設に入れると、その後、必ず小学校に結びついていかないといけないので、できる取り組みを考えて、動き始めようかなと考えています。保育園に預ける場合は、絵カードとかを使って保育士さんがとても一生懸命にこちらの伝えたいことを伝える。ただ本人は、日本語が喋れないので、なかなか保育士さんに自分の思いを伝えることができない、という課題も、実際あると認識しているので、少しでも保育園や幼稚園とか、自分の居場所が楽しい所になるような取組を、市として考えていかないといけないと思っていますので、今いただいた外国人についてしっかりここに盛り込んで、どんな取り組みができるかは今後検討したい思います。

○（齊木会長）他に無ければ、議題１については以上としたいと思います。

イ　議題２「特定教育・保育施設の利用定員の変更について」

○（齊木会長）「特定教育・保育施設の利用定員の変更」について、事務局から説明をお願いします。

○（事務局）それでは右上に議題２資料と書かれているものをご覧ください。特定教育・保育施設で、利用定員の変更の申請・届出がありましたので、ご報告いたします。にしき幼稚園よ

り、令和７年１月１日から、利用定員を減員する届出がありました。所在地は米子市河崎で、現在の定員は１号認定１５０名です。現在の園児数に合わせて利用定員を減少する、という理由です。変更後の利用定員は１号認定１２０名となります。次に、福生保育園・福米保育園・住吉保育園より、令和７年４月１日から、利用定員を認可定員に合わせるため、増員する申請がありました。福生保育園の所在地は米子市上福原二丁目で、現在の定員は２号認定７２名、３号認定４８名の、合わせて１２０名です。変更後の利用定員は２号認定７４名、３号認定５６名の、合わせて１３０名となります。福米保育園の所在地は米子市西福原八丁目で、現在の定員は２号認定６９名、３号認定５１名の、合わせて１２０名です。変更後の利用定員は２号認定７２名、３号認定５８名の、合わせて１３０名となります。住吉保育園の所在地は米子市旗ヶ崎五丁目で、現在の定員は２号認定６９名、３号認定５１名の、合わせて１２０名です。変更後の利用定員は２号認定７３名、３号認定５７名の、合わせて１３０名となります。次に、成実保育園より、令和７年４月１日から、利用定員の内訳を変更する申請がありました。成実保育園の所在地は米子市石井で、現在の定員は２号認定３０名、３号認定２０名の、合わせて５０名です。０歳児保育を新たに始めるため、２号認定が２７名となり、３号認定のうち０歳児が６名、１・２歳児が１７名の、合わせて５０名となります。説明は以上です。
○（齊木会長）それでは今の説明を踏まえて質問、ご意見はありませんか。
無ければ、議題２については以上としたいと思います。

４　その他

事務局から、次回の会議の開催予定時期について説明
開催予定時期、１月末頃

５　閉会